

積算疑義の申立に対する回答書

- 1 案件番号 2025100155002
- 2 工事名 南1区19号線ほか1路線電線共同溝整備工事（7-1）
- 3 開札日 令和7年7月25日
（再度の入札を実施した場合は、再度の入札の開札日）

申立内容	回 答
<p>第9003号明細書 薬液検査ボーリング工について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボーリング平坦足場 1箇所当り単価 64,300円 ・ボーリング（ノンコアボーリング）砂質工 1m当り単価 18,800円 ・準備及び跡片付け 1業務単価 277,000円 <p>と思われませんが、内訳と単価算出根拠をご教示ください。</p>	<p>第9003号明細書 薬液検査ボーリング工について、内訳は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土質ボーリング（ノンコアボーリング） Φ86mm 砂・砂質土 1m当り単価 18,800円 ・足場仮設 平坦足場 板材足場（高さ0.3m以下） 1箇所当り単価 64,300円 ・その他の関節調査費 準備及び跡片付け 1業務当り単価 277,000円
<p>第9003号明細書 技術管理費 薬液検査ボーリング工について</p> <p>ボーリングは市場単価であり積算基準に補正について記載がないと思いますが、補正を掛けている算出根拠を教えてください。</p>	<p>本単価の適用については、「土木設計業務等標準積算基準書」により算出を行っていますが、単価の補正について誤りがありました。</p> <p>なお、設計書に「昼1」との記載がありますが、本単価については、「土木設計業務等標準積算基準書」に準じ、時間的制約による補正は行っていません。</p>
<p>薬液検査ボーリングの市場単価には時間的制約の補正は積算基準ではかからないはずですが、金入設計書では補正されていると思われませんが、その根拠をお示し下さい。</p>	

検証結果
<p>積算疑義申立のあった事項について内容を確認した結果、市の積算に誤りがあり、落札候補者に変更が生じる結果となりました。 このため、当該入札を中止します。</p>